

この社会あなたの税がいきている

# 龍野納税だより

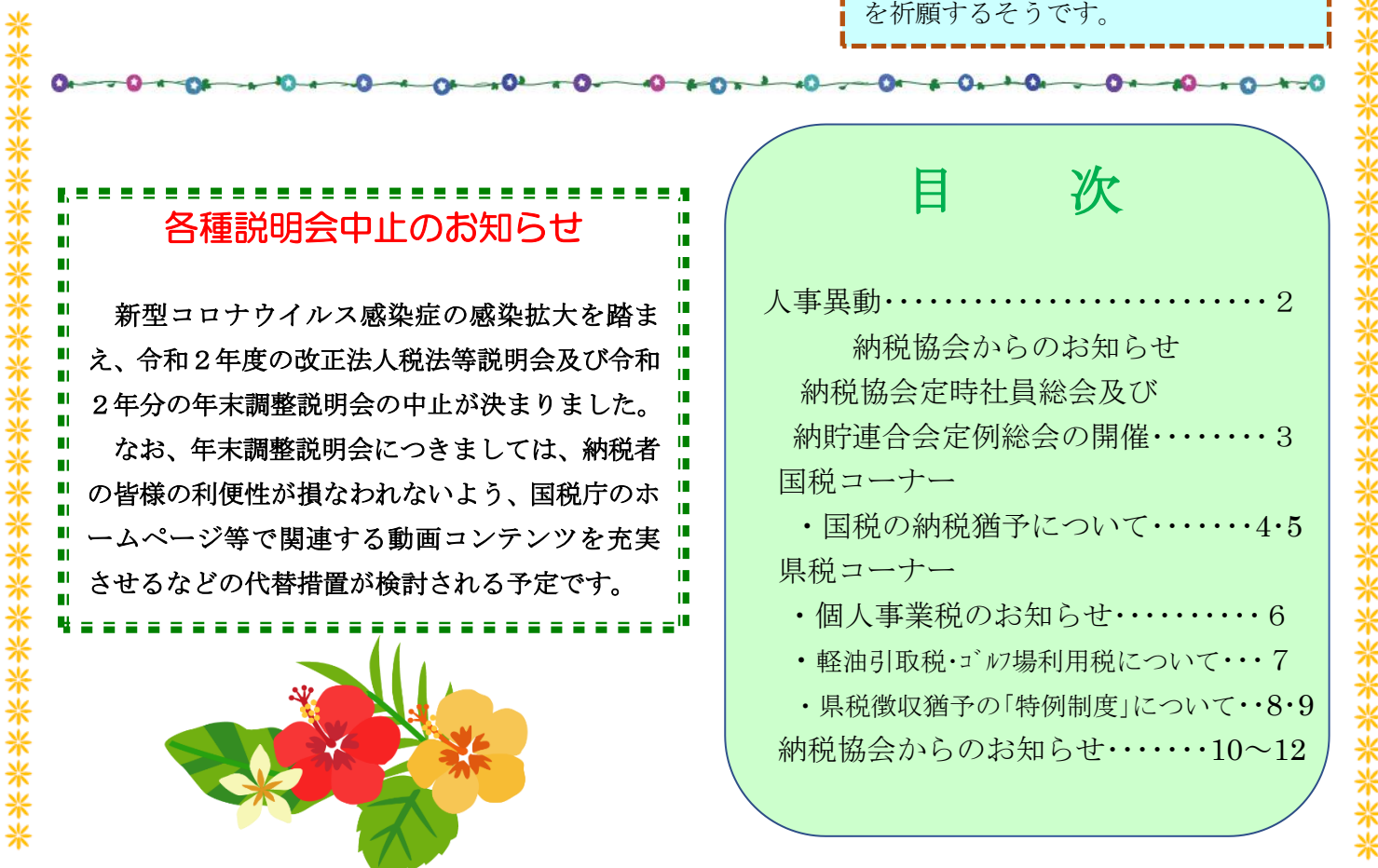
発行所  
 公益社団法人龍野納税協会  
 龍野納税貯蓄組合連合会  
 たつの市龍野町富永 702-1  
 TEL 0791-62-1700  
 協賛  
 龍野県税事務所



**粒坐天照神社**  
なごしのまつ  
**夏越祭り（輪抜け祭り）**  
 （たつの市龍野町）

昔、備後の国の貧しい蘇民将来が旅人に親切にしたお礼にと、教えられた茅の輪を作り一家の者の腰につけさせたところ、その年に大流行した疫病に誰もかからなかったということでした。

この旅人がスサノオノミコトでした。この古事に習って、夏祭りに大きな茅の輪を作り、これを左・右・左の順に8の字を描くようにくぐった後、本殿と薬司神社に無病息災・延命長寿を祈願するそうです。



**各種説明会中止のお知らせ**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年度の改正法人税法等説明会及び令和2年分の年末調整説明会の中止が決まりました。

なお、年末調整説明会につきましては、納税者の皆様の利便性が損なわれないよう、国税庁のホームページ等で関連する動画コンテンツを充実させるなどの代替措置が検討される予定です。

**目次**

人事異動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

納税協会からのお知らせ

納税協会定時社員総会及び  
 納貯連合会定例総会の開催・・・・・・・・ 3

国税コーナー

・ 国税の納税猶予について・・・・・・・・ 4・5

県税コーナー

・ 個人事業税のお知らせ・・・・・・・・ 6

・ 軽油引取税・ゴルフ場利用税について・・・ 7

・ 県税徴収猶予の「特例制度」について・・・ 8・9

納税協会からのお知らせ・・・・・・・・ 10～12



## 正しい申告と納税は市民社会のルールです

## 着任のごあいさつ

龍野税務署長 花崎 恭一



暑さ厳しい時節となりましたが、龍野納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人龍野納税協会の会員の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、皆様方には、平素から税務行政に対する深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、龍野税務署長を拝命いたしました花崎でございます。

地域の皆様方のご支援、ご協力をいただきながら、信頼される税務行政の遂行に向けて、全力を尽くして職務に取り組む所存でございますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、皆様方と十分な連携・協調策に取り組んでおらず、当面は、この影響が続くものと考えております。

このような状況であっても、これまで築き上げてきた関係が後退することのないよう、可能な連携・協調策から適時取り組んでまいります。

また、税務署におきましては、周辺地域の感染状況などに応じ、臨機かつ適切に執務体制を構築するとともに、申告・納付等の期限の延長や納税の猶予申請に関する納税者からの相談とこれに伴う一連の事務処理に当たりましては、挙署体制の下、適切に対応してまいります。

そのほか、納税者サービスの更なる充実を図るため、引き続き、国税電子申告・納税システム（e-Tax）などのICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでまいります。

特に、e-Tax 利用推進の取組みとして、ID・パスワード方式を活用し、マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方も e-Tax を利用した申告を可能とするほか、令和2年1月から、スマートフォン等専用画面をご利用いただける対象者を、従来の給与所得者に加えて年金収入や副業等の雑所得がある方にも拡大するなど、更なる利便性向上に資する施策に取り組んでおります。

しかしながら、このような取組みも我々税務署だけで成し遂げることができません。龍野納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人龍野納税協会の役員並びに会員の皆様のご協力があったからこそ、成し遂げることができるものと考えております。幸い、龍野納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人龍野納税協会におかれましては、幅広い事業活動を通じて、正しい税知識の普及と納税道義の高揚などに多大な貢献をされており、私ども税務行政に携わる者として、誠に心強く、その活動に深く敬意を表する次第であります。

どうか、今後とも、税務行政の良き理解者として、納税環境の整備、青色申告、振替納税、e-Tax の普及拡大、マイナンバー制度の定着など、地域に密着した事業活動を推進され、円滑な税務行政の執行に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、龍野納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人龍野納税協会のますますのご発展と、会員の皆様方のご事業のますますのご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

## 人事異動

## ◎龍野税務署（令和2年7月10日付）

職名	転入者		転出者	
	氏名	旧任	氏名	新任
署長	花崎 恭一	大阪国税局総務部税務相談室主任相談官	古角 隆志	大阪国税局総務部税務相談室主任相談官
総務課長	中森 英介	大阪国税局課税第2部酒税課主査	川崎 美和	大阪国税局査察部資料情報課 課長補佐
管理運営部門統括官	福山 卓秀	龍野税務署管理運営・徴収部門 統括官	朝比奈 洋	須磨税務署管理運営部門 統括官
個人課税第1部門 統括官	藪(そう) 和宏	大阪福島税務署個人課税第3部門 統括官	植木 克哉	大阪国税局総務部税理士監理官 税理士専門官
法人課税第1部門 統括官	小川 覚	大阪国税局総務部情報処理第2部門 主任分析専門官	田中 雅和	兵庫税務署法人課税第1部門 統括官

## ◎西播磨県民局 龍野県税事務所（令和2年4月1日付）

職名	転入者		転出者	
	氏名	旧任	氏名	新任
副所長兼調整課長・納税相談室長	高見 周子	西宮県税事務所所長補佐兼調整課長	黒田美佐子	神戸県税事務所副所長兼納税相談室長
管理課長	西島 明子	神戸県税事務所自動車税資料課長	松永 恵子	姫路県税事務所自動車税審査・納税証明課長
収税課長	笹山 竜二	姫路県税事務所自動車税課長	神路 昌明	退職

青色申告で節税と事業の発展を

公益社団法人龍野納税協会 定時社員総会開催

公益社団法人龍野納税協会の令和2年度定時社員総会が去る5月27日、赤とんぼ荘において開催されました。

令和2年度事業報告及び決算についての審議と理事2名の補選が行われ、各案とも原案どおり承認可決されました。

なお、その後令和2年度事業計画及び収支予算について報告されました。



令和元年度正味財産増減計算書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

単位 千円

科目	当年度	前年度
経常収益	19,235	19,726
経常費用	17,739	17,547
当期経常増減額	1,496	2,179
税引前正味財産増減額	1,496	2,179
法人税住民税	22	22
一般正味財産増減額	1,474	2,157
一般正味財産期首残高	41,112	38,955
一般正味財産期末残高	42,586	41,112
正味財産期末残高	42,586	41,112

令和2年度 収支予算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

単位 千円

科目	当年度	前年度
経常収益	19,016	19,210
経常費用	18,994	18,974
当期経常増減額	22	236
税引前正味財産増減額	22	236
法人税住民税	22	22
一般正味財産増減額	0	214
一般正味財産期首残高	—	—
一般正味財産期末残高	—	—
正味財産期末残高	—	—

龍野納税貯蓄組合連合会 定例総会開催

龍野納税貯蓄組合連合会の令和2年度定例総会が去る4月22日、ヒガシマル醤油株式会社において開催されました。

令和元年度事業報告及び収支決算、令和2年度事業計画(案)及び収支予算(案)についての審議及び役員一部改選が行われ、各案とも原案どおり承認可決されました。



令和元年度収支決算書

自 平成31年4月1日  
至 令和2年3月31日

単位 千円

収入の部		支出の部	
補助金収入	627	事業費	600
雑収入	30	経常費	24
前期繰越	59	負担金	91
		当期剰余金	1
合計	716	合計	716

令和2年度収支予算書

自 令和2年4月1日  
至 令和3年3月31日

単位 千円

収入の部		支出の部	
補助金収入	726	事業費	559
雑収入	1	経常費	32
前期繰越	1	負担金	91
		予備費	46
合計	728	合計	728



納税協会代議員選挙 実施



納税協会では、4年に一度の代議員選挙がありました。当選された代議員の方につきましては、会員の皆様にお知らせ致しますとともに、納税協会HP上に公開させていただきます。

当選された代議員の皆様には、令和6年の代議員選挙実施までお世話になります。よろしくお願い致します。



# 国 税 コ ー ナ ー

財務省・国税庁

【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

## 納税の猶予をご利用ください

**新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。**

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

**収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります**

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

### 特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税することが困難であること。

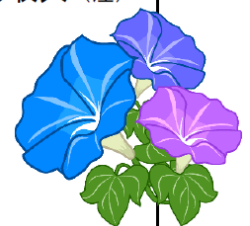
（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



# 国 税 コ ー ナ ー

## まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

電話番号はこちら



【受付時間】 8 : 30~17 : 00（土日祝除く。）

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/callcenter/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm)

## 猶 予 の 申 請 方 法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

### ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

## 税 務 署 に お い て 所 定 の 審 査 を 迅 速 に 行 い ま す

### 猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

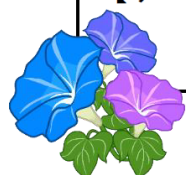
## その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検 索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

県 税 コ ー ナ ー

# 個人事業税のお知らせ

事業を行う個人に対しては、原則として

所得税(国税)、  
住民税(市町が課税)

のほかに、

県税として **事業税**  
が課税されます。



**納める人** 県内で事業を行う個人

### 課税される事業

区 分	事業の種類	税 率
第1種事業	物品販売業、不動産貸付業、運送業、請負業、駐車場業、飲食店業、その他の営業等	5%
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業 (主として自家労力を用いて行うものを除く)	4%
第3種事業	医業、歯科医業、弁護士業、税理士業、コンサルタント業、デザイン業、理・美容業、クリーニング業、その他自由業等	5%
	あんま・はり・きゅう等の事業、装蹄師業	3%

### 税額の計算

事業の総収入金額－必要経費－青色事業専従者給与又は事業専従者控除－青色申告特別控除＝所得金額  
 (所得金額＋青色申告特別控除－事業用資産の譲渡損失の控除等－事業主控除額) × 税率＝税額  
 (年290万円)

納税は、安全・便利で確実な**口座振替**で!!  
 詳しくは 県税事務所までお問い合わせください。

令和2年度の納期限は次のとおりとなっています。

**第1期分** 8月31日(月)・**第2期分** 11月30日(月)

納付書は、第1期分と第2期分をまとめて8月に送付しています。  
お間違いのないようご注意ください。

お問い合わせは

兵庫県西播磨県民局 龍野県税事務所 課税第1課  
直通電話番号 0791-63-5670

県 税 コ ー ナ ー

# 軽油引取税

- 軽油引取税は、ディーゼル車などの燃料である軽油を購入した場合に課せられる税金です。納められた税金は、県や指定市の歳出費用に充てられる重要な財源となります。  
税率は、32.1円/ℓ（本則税率15.0円/ℓ+特例税率17.1円/ℓ）です。
- 農業、漁業及び林業など、道路の使用と直接関係がない用途での軽油の使用は、軽油引取税が免除になる場合があります。  
注）ただし、この免税措置（免税軽油）の取り扱いは、令和3年（2021年）3月31日までです。
- 製造軽油（灯油等を混ぜて製造した軽油）や重油・灯油などを自動車の燃料として使用した場合も課税されます。

## 不正軽油は、「犯罪」です。

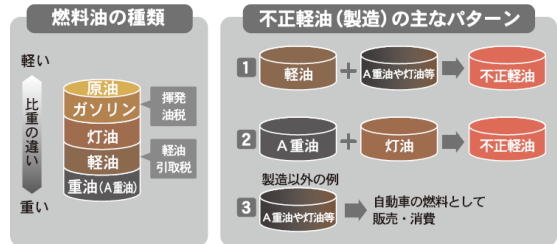
### 不正軽油とは？

- ・主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- ・不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。
- ・不正軽油の流通は、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害します。

### 不正軽油に関わる人は全て罰せられます。

- ・軽油引取税を脱税した場合
- ・不正軽油の原材料などを提供・運搬した場合
- ・不正軽油そのものを製造した場合
- ・不正軽油を運搬・保管・購入・販売した場合
- ・不正軽油を使用した場合

### 不正軽油の製造に加担した人も納税義務を負います。



## 不正軽油は、作らない！売らない！買わない！使わない！

# ゴルフ場利用税

### 地域振興に役立つ財源

- ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用された方が料金の支払時にゴルフ場の経営者を通して納めます。
- ゴルフ場利用税の収入額のうち10分の7は、ゴルフ場が所在する市町に交付され、地域振興に重要な役割を果たしています。
- 税額は、ゴルフ場の規模、利用料金等を基準として定めます。1人1日あたり300円～1,200円となっています。

### 非課税措置

- 青少年の健全育成、障害者の社会参加や高齢者の健康増進などの観点から、幅広く非課税措置が講じられています。なお、本年4月から非課税措置が以下の通り拡充されています。（下線部）
- ① 18歳未満または70歳以上の人
- ② 障害者
- ③ 国体の競技に参加する選手及びその公式練習としてゴルフを行う場合
- ④ 学校の教育活動としてゴルフを行う学生、生徒、教員等
- ⑤ 東京オリンピックを含む国際的な大会の競技に参加する選手及びその公式練習としてゴルフを行う場合



### 西播磨県民局龍野県税事務所・課税第2課

### 軽油引取税・ゴルフ場利用税 に関するお問い合わせ先

郵便番号 〒679-4167  
住 所 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3  
電 話 0791-63-5671、5672

## 県 税 コ ー ナ ー

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

## 県税 徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入や給与に相当の減少があった方<sup>※</sup>は、納期限後、**最大1年間、県税の徴収の猶予を受けることができるようになります。**
- **担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。**

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付をお願いします。

### ※ 対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

### 対象となる県税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人事業税、法人県民税・事業税、自動車税種別割などほぼすべての県税（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象となります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の県税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

### 申請手続等

- ・ 令和2年6月30日、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書及び確認書を提出していただきますが、税務署等で申請した書類があればそのコピーを確認書に代えていただけます。



## 県 税 コ ー ナ ー

## Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・「事業等に係る収入」とは、法人の収入(売上高)のほか、個人の方の経常的な収入(事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等)を指します。
- ・個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

## Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

## Q 前年の月別収入が不明(ない)場合は、前年同期比の減収率をどのように計算すればいいですか。

- ・例えば、前年度の年間収入が判明している場合は、月の平均収入により算出する、事業開始から1年を経過していない場合は、令和2年1月までの任意の月の収入により算出する、などの方法により算出してください。

## Q 郵送での申請は可能ですか。

- ・可能です。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できるだけ郵送での申請をお願いします。

## Q 猶予が認められるとどうなりますか。

- ・徴収猶予の特例の適用を受けると、以下のような効果があります。
  - 猶予期間中の延滞金が全額免除されます。
  - 原則として1年間納税が猶予されます(可能であれば、期間中、資力に応じて分割納付をお願いします。)

## Q 収入が20%減少していない場合や納期限が令和2年1月以前の場合など、徴収猶予の特例制度を満たしていない場合、猶予できませんか。

- ・徴収猶予の特例制度の要件を満たさない場合、特例制度による猶予はできませんが、ほかの猶予制度を利用できる場合があります。
- ・兵庫県では申請書及び確認書を提出いただくことにより、適用可能な猶予制度を適用し、通知させていただきますので、新型コロナウイルスの影響により一時に納付が困難な場合は、申請書及び確認書を提出していただくか、管轄の県税事務所にご相談ください。

※ 詳しくは県税事務所にお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

兵庫県 新型コロナウイルス 県税の取扱

検索 

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/toriatsukai2020.html>

# クリーンな納税で明るい街づくりを

納税協会ホームページは、お役に立つ情報満載です！

龍野納税協会

NKレター・納税月報は、こちらから

会員様限定  
会員検索サービス及び  
会員専用サポート  
サービスのお申込みは  
こちらから

納税協会からのお知らせ

「自主点検シート」は  
こちらから



## 納税協会からのお知らせ

## 納税協会ホームページに2つの会員サービス ご利用ください！ [www.nouseikyokai.or.jp](http://www.nouseikyokai.or.jp)

### その1 会員検索サービス (ホームページリンク集)

納税協会の会員企業を自己PR付きで紹介しています。協会別、地域別表示はもちろん、自由語検索機能で特定の商品やサービスを扱う会員を探すことができます。もちろん各社のホームページへリンクしています。納税協会ホームページの「会員検索サービス」からお入りください。

#### 会員の皆様

「会員検索サービス (ホームページリンク集)」にあなたもご登録ください。登録方法は

- まず、[www.nouseikyokai.or.jp/touroku/](http://www.nouseikyokai.or.jp/touroku/) にアクセス
  - 登録フォームに必要情報を直接入力
- リンク完了** リンク集への掲載は、ご所属の納税協会が会員確認をさせていただきますので1週間程度かかります。ご了承ください。

### その2 会員だけの特典！ 「会員専用サポートサービス」

会員のみなさまに、必ず役立つビジネスレポートや健康プログラムを無料でお届けします。納税協会ホームページの「会員専用サポートサービス」からお入りください。はじめて利用されるときは、「はじめてご利用の方」よりサービス登録番号 **100200** を入力して、登録画面で必要事項を入力ください。

#### サービス内容

・ **ビジネスレポート**  
経営や財務、税務、生活、趣味など幅広いジャンルの「ヒント」を、1,000種類用意し、企業経営者のみなさまに提供します。

正しい申告 すっきり納税

祝 ご受賞おめでとうございます



令和2年6月、長年にわたる青年部会活動のご功績に対して納税協会青年部会長池田和由様が大阪国税局長感謝状を、また、長年にわたり納税道義の高揚に努められた横尾洋子様、構日出茂様、株式会社ホームセンターアグロ様、青年部会副部会長の土井和行様が龍野税務署長感謝状を受賞されました。誠にありがとうございます。

中学生の「税についての作文」募集

- 応募資格 中学生
- 用紙 原稿用紙(400字詰め)3枚・1,200字以内(題名を含む)
- 提出先 あなたの中学校を通じて、龍野納税貯蓄組合連合会へ提出してください。
- 締切日 龍野納税貯蓄組合連合会へお問い合わせください。(TEL0791-62-1700)
- 発表 令和2年11月上旬、学校を通じ入選者に通知いたします。  
入選作品については、機関紙等に学校名・氏名・学年を掲載し紹介します。

小学生の「税に関する書道・ポスター」募集

- 応募資格 小学生
- 用紙 【書道】 半紙(白色縦32.4cm・横23.3cm)  
【ポスター】 画用紙(白色縦39.2cm・横54.2cm四つ切)
- 提出先 あなたの小学校を通じて、租税教育推進連絡協議会(事務局は龍野税務署内)へ提出してください。
- 締切日 租税教育推進連絡協議会へお問い合わせください。(TEL0791-62-0281)
- 発表 令和2年11月頃の予定  
入選作品については、機関紙等に学校名・氏名・学年を掲載し紹介します。



納税協会メールマガジン 毎月好評配信中!

無料

納税協会では、会員のみなさまに、役立つ情報と税のトピックスなどをお届けする、「納税協会メールマガジン」を毎月1回配信しています。

できる社長さんの基礎知識 10年後の日本社会

ビジネスには現状の正確な把握と将来の展望が欠かせません。各分野の研究者から一定の根拠を持った予測データを紐解き、変化に備えた企業戦略のヒントについて解説します。

例:「チェンジするお金と金融」「超高齢化と縮みゆく日本」「どこへ行く?交通と輸送の未来」

会社税務の基本とポイント

法人における税務(法人税、消費税、源泉所得税など)の基本的な事柄や最新改正情報などを、ポイントを絞ってやさしく解説します。

例:「交際費課税のポイント」「役員給与の取扱い」など

1 納税協会ホームページで配信登録

- ① 納税協会ホームページへアクセス  
<https://www.nouzeikyokai.or.jp/>
- ② トップページ下部  
「メールマガジン好評配信中!!」  
をクリック
- ③ 表示されたページの下部  
「メールマガジン配信登録フォーム」  
に所要事項を入力して送信

2 電子メールで配信登録

- 件名を「メールマガジン配信希望」として
- ① お名前
  - ② 会社名(事業所名)
  - ③ 役職
  - ④ ご所属の納税協会名
  - ⑤ 配信希望のアドレス
- を入力いただき、[info@nouzeikyokai.or.jp](mailto:info@nouzeikyokai.or.jp)  
に電子メールを送信

☆登録はカンタン

登録後、翌月号からメールマガジンを配信します。  
なお、登録いただいた個人情報は、メールマガジンの配信及び管理にのみ使用します。

お申込みは、龍野納税協会HPの「最新情報」から可能です。ぜひ、ご登録していただき、税や経営に役立つ情報収集にお役立てください!

一人一人の納税が明るい社会をつくります

納税協会からのお知らせ



納税協会では、税に関する次のような商品をお取扱いしております。ソフトには、納税協会会員様専用サポートなど色々な特典をご用意しております。お気軽にお越しください。



会計王 20	みんなの青色申告 20	給料王 20
定 価 40,000 円(税抜)	定 価 9,800 円(税抜)	定 価 40,000 円(税抜)
会員特価 28,000 円(税抜)	会員特価 6,900 円(税抜)	会員特価 28,000 円(税抜)
会員外 30,000 円(税抜)	会員外 7,500 円(税抜)	会員外 30,000 円(税抜)

税務関係図書 会員様は一割引きです！

◎新・くらしの税金百科 2020▶2021

身近な税情報をマンガと図解で見やすくわかりやすく解説した、みんなの税金入門書。

好評発売中！

会員特価	1,540 円(税込)
定 価	1,980 円(税込)



◎会社で役立つ日常業務の法律知識

総務・経理・営業の業務で日常的に発生する、印鑑、文書、契約などの事柄を中心に、法律知識・運用の仕方とその注意点等を、具体例・契約書の書式例・イラストを交えてわかりやすく解説。



◎会社の後継者育成をめぐる7つの大罪

後継者未定・不在の企業経営者に向けた、後継者の選び方、育て方を著者が長年培った経営者の目線を生かし、分かりやすく言及した一冊。

会員価格	2,170 円(税込)
定 価	2,420 円(税込)

会員価格	2,170 円(税込)
定 価	2,420 円(税込)



青年部会活動報告



☆租税教室開催

令和2年1月から2月のはじめにかけて青年部会員の土井和行氏(土井板金工業)が、たつの市立誉田・河内・揖西東・揖保・龍野・神部小学校の第6学年を対象に租税教室を実施しました。土井さんは、近所の子供たち柔道を教えておられるので、親しみやすい口調で語りかけ、子供たちに好評でした。